

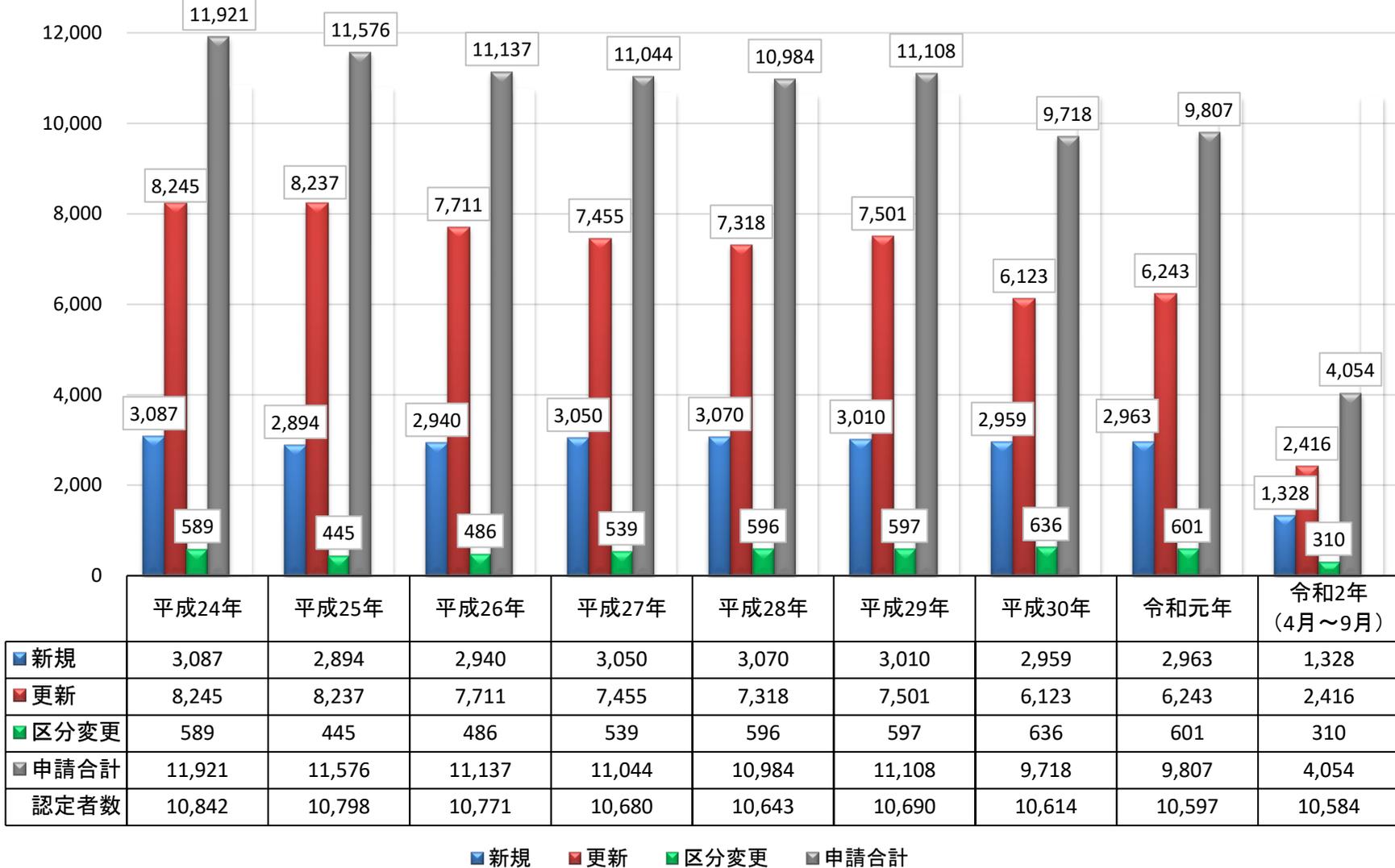
## 第3回作成委員会における各委員からの質問（意見）に対する回答について

### 平成30年4月以降の要介護認定制度変更に伴う影響について

ご意見ご質問 要旨	回答
<p><b>第3回計画作成委員会【資料1】</b></p> <p>「介護サービス提供事業所調査の結果報告について」</p> <p>調査報告書において、平成30年度の介護保険制度改正により、更新申請による認定有効期間の延長が最大「24か月」から「36か月」に引き上げられたことに対する介護サービス提供事業所の意見として、区分変更申請が増えた等の意見が見受けられたが、改正前と比べて区分変更申請は増えたのか。</p> <p>また、それに伴う要介護認定にかかる費用は増えたのか。</p>	<p>-----</p> <p>【参考：要介護認定に係る有効期間の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月から全ての更新申請が最大24か月まで可能 ※平成28年度までは、前回は要介護で、更新後も要介護の場合のみ、24か月まで延長可能であった。</li> <li>平成30年4月から全ての更新申請が最大36か月まで可能</li> </ul> <p>-----</p> <p>2ページのグラフは、平成24年度から令和元年度までの認定申請（新規・更新・区分変更）のグラフとなります。</p> <p>区分変更申請については、最大有効期間の延長により、若干の増加傾向があります。</p> <p>ただし、更新申請については、最大有効期間の延長により平成29年度と平成30年度を比較すると1,390件減少しております。</p> <p>なお、新規申請については、毎年約3,000件程度で推移しています。</p> <p>要介護認定にかかる費用に関しては、合計の申請件数が減っていることにより、減少しています。</p>

## 認定申請(新規・更新・区分変更)の推移 (各年度)

(単位：件)



※ 令和2年度については、4月から9月末までの半年間の申請件数となります。